

(様式第2号)

## 長野県DPAT（災害派遣精神医療チーム）の派遣に関する協定書

長野県知事 阿部守一（以下「甲」という。）と信州大学医学部附属病院院長 本田孝行（以下「乙」という。）は、長野県災害派遣精神医療チーム（DPAT）設置運営要綱（以下「要綱」という。）第5条第2項の規定により、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲が乙の協力を得て行う災害時の精神科医療の提供及び精神保健活動の支援に関する長野県災害派遣精神医療チーム（以下「長野県DPAT」という。）の派遣について、必要な事項を定めるものとする。

### （派遣要請等）

第2条 甲は、要綱第7条の規定により、長野県DPATの派遣が必要であると判断した場合は、乙に対して長野県DPATの派遣を要請する。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受け長野県DPATの派遣が可能と判断したときは、甲の調整・指示に基づき長野県DPATを派遣する。

3 乙は、緊急やむを得ない事情により、第1項の派遣要請を受ける前に長野県DPATを派遣したときは、速やかに甲に報告し承認を受けるものとし、甲の承認により、甲の要請に基づく派遣とみなす。

### （指揮命令等）

第3条 長野県DPATは、長野県DPAT調整本部の指揮下で活動することを基本とする。

2 長野県DPATが被災都道府県に派遣される場合には、被災都道府県のDPAT調整本部の指揮下で活動するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、乙が派遣する長野県DPATの隊員の身分は、派遣元である乙の管理下にあるものとする。

### （活動内容等）

第4条 長野県DPATの活動内容は次の各号に定めるとおりとする。

- (1) DPAT調整本部及びDPAT活動拠点本部における活動
- (2) 情報収集とニーズアセスメント
- (3) 情報発信
- (4) 被災地での精神科医療の提供
- (5) 被災地での精神保健活動への専門的支援
- (6) 被災した医療機関への専門的支援（患者避難への支援を含む。）
- (7) 支援者（被災地域の保健医療従事者、救急隊員、自治体職員等）への専門的支援
- (8) 精神保健医療に関する普及啓発
- (9) 活動記録
- (10) 活動情報の引継ぎ

2 長野県DPATは、移動手段、医療資機材の調達、生活手段等については、自ら確保しながら継続した活動を行うことを基本とする。

3 甲及び乙は、情報支援システムを活用して情報を共有するとともに、長野県DPATの活動の後方

支援を行う。

- 4 乙は、派遣した長野県 DPAT の活動が終了したときは、速やかに長野県 DPAT 派遣報告書により甲に報告する。

(費用弁償)

第5条 甲の要請に基づき乙が派遣した長野県 DPAT が第4条第1項に規定する活動を実施した場合に要する次の経費等は、災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）の例により甲が負担する。ただし、長野県 DPAT 派遣のための待機費用は、甲の要請の有無にかかわらず乙の負担とする。

- (1) 長野県 DPAT の派遣に要した経費
  - (2) 活動に使用した医療資機材の消耗品、医薬品等の実費
  - (3) 前各号に定めるもののほか、活動に要した経費のうち知事が必要と認めた経費
- 2 前項の規定にかかわらず、法による救助に要する費用の支弁対象となる費用については、法の定めるところによる。

(損害補償等)

第6条 甲は、甲の要請に基づき乙が派遣した長野県 DPAT の隊員が第4条第1項に定める業務に従事したことに伴う事故等に対応するため、長野県 DPAT の隊員を対象とする傷害保険に加入する。

- 2 前項の規定にかかわらず、甲の要請に基づき乙が派遣した長野県 DPAT の隊員が法第7条又は第8条の規定による救助に関する業務に従事し、又は協力したことにより負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、甲は、法の定めるところにより扶助金を支給する。

(体制の整備)

第7条 乙は、災害時に迅速な対応がとれるよう、組織内の連絡、派遣体制の整備に努めるものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、その都度甲と乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。

- 2 前項の有効期間満了の日から1か月前までに、甲、乙いずれからも何ら意思表示がなされない場合は、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和2年3月1日

甲 長野県長野市大字南長野字幅下692-2  
長野県知事 阿部 守

乙 長野県松本市旭3丁目1番1号  
信州大学医学部附属病院院長  
本田 孝行

